

児童福祉行政指導監査の実施について
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

見直し案

<p>2. 必要な職員の確保と職員処遇の充実</p> <p>3. 防災対策の充実強化</p>	<p>エ 繰越金及び引当金は、安全確実な方法で管理運用されているか。また、取り崩し等についての県(市)への協議は適正に行われているか。</p> <p>(10) 高額繰越金等を有している場合、入所者処遇等に必要な改善を要するところはないか。高額繰越金等を有している場合及び当期繰越金等が運営費の収入決算額の5%以上の施設について、設備、職員処遇、入所者処遇に改善を要するところはないか。</p> <p>(11) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。</p> <p>(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努められているか。 ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 イ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。</p> <p>(2) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</p> <p>(3) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。</p> <p>(4) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</p> <p>防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。 イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>エ 繰越金及び積立金は、安全確実な方法で管理運用されているか。</p> <p>(10) 高額繰越金等を有している場合、入所者処遇等に必要な改善を要するところはないか。</p> <p>(11) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

児童福祉行政指導監査の実施について
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

見直し案

ウ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。

(略)

(2) 児童福祉施設事項

(2) 児童福祉施設事項

主眼事項	着眼点
第1. 適切な入所者 <u>処遇</u> の確保	施設の <u>処遇</u> 等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所・福祉事務所等）との連絡調整が図られているか。
1. 入所者 <u>処遇</u> の充 実	<p>[児童入所施設]</p> <p>(1) <u>児童の意見を表明する機会が十分確保されているか。</u></p> <p>(2) <u>体罰等懲戒権が濫用されていないか。</u> <u>ア 施設の規程に懲戒に係る権限の濫用の禁止に係る事項が盛り込まれているか。</u> <u>イ 児童の権利擁護に関する施設内研修が実施されているか。</u></p> <p>(3) <u>生活指導、職業指導が適切に行われているか。</u></p>

主眼事項	着眼点
第1. 適切な入所者 <u>支援</u> の確保	施設入所者への <u>支援</u> 等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所・福祉事務所等）との連絡調整が図られているか。
1. 入所者 <u>支援</u> の充 実	<p>[児童入所施設]</p> <p>(1) <u>子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか。</u></p> <p>(2) <u>懲戒に係る権限の濫用及び被措置児童等虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等）防止に向けての取り組みが行われているか。</u></p> <p>(3) <u>個々の子どもの特性に応じた支援を行うための専門的知識や援助技術の習得など職員の資質向上に努めているか。</u></p> <p>(4) <u>施設長が子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見識を有し、適切に指導・監督ができているか。</u></p> <p>(5) <u>子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置が講じられているか。</u></p>

児童福祉行政指導監査の実施について
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

見直し案

- (6) 個々の子どもの特性や家庭状況に応じた生活指導、職業指導、家庭復帰又は自立支援に向けた適切な指導・援助が行われているか。
- (7) 子どもの指導・援助の際に、必要に応じ児童相談所等関係機関との連携が適切に行われているか。

児童福祉行政指導監査の実施について
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

見直し案

<p>第2. 社会福祉施設 運営の適正実施 の確保 1. 施設の運営管理 体制の確立</p>	<p>[保育所] (1) 開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか。 (2) 入所児童の年齢制限を行っていないか。 (3) 入所児童の発達に応じた適切な保育が行われているか。 (4) 保護者との連絡（登所、降所等）が適切に実施されているか。 (5) 定員を超えて私的契約児を入所させていないか。 (6) 調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。</p> <p>[共通事項] (1) 健康診断の結果の記録・整理・保管が適切に行われているか。 (2) 乳幼児突然死症候群の事故防止に配慮しているか。 (3) 給食材料が適切に保管されているか。 (4) 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。 (5) 3歳未満児に対する献立、調理（離乳食等）についての配慮がされているか。 (6) 食中毒対策が適切に行われているか。</p> <p>措置費等を財源に運営する児童福祉施設の経理事務は、適切に事務処理され、措置費等が適切に使われているか。 (1) 予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。 ア 措置費等の請求金額が適正に行われているか。 イ 事業費と事務費の流用が適正に行われているか。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
----------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------	------------

児童福祉行政指導監査の実施について
 (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

見直し案

<p>2. 必要な職員確保と職員処遇の充実</p> <p>3. 防災対策の充実強化</p>	<p>ウ 利用者負担金（職員給食費等＝共通事項）・（延長保育、一時保育利用料、私的契約児利用料＝保育所）が適正な額となっているか。 エ 他の会計間の賃借が適正に行われているか。 オ 現金、預金等の保管が適正に行われているか。 カ 内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。</p> <p>(1) 通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。 (2) 労働基準法第24条・第36条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出されているか。 (3) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度へ加入しているか。</p> <p>(1) 非常時に対する避難設備（階段、避難器具）が整備され、点検されているか。 (2) 防犯について配慮されているか。</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
-----------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------	------------

児童福祉行政指導監査の実施について
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

別紙2

児童扶養手当支給事務指導監査事項

1 市等監査事項

主眼事項	着眼点
1 主管課の業務体制の状況	支給事務に必要な業務体制が取られているか。
2 関係機関等との連携の状況	関係部課、関係機関との連携が図られているか。
3 広報の状況	(1) 制度の広報が十分に行われているか。 (2) 受給者に対し制度（各種届を含む。）周知が十分行われているか。
4 機関委任事務に対する指導状況	認定事務を行政区等に事務委任している指定都市等においては、国の指導通知及び市内の取扱い水準を統一するための連絡会議、研修会議等が行われているか。
5 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管の状況	認定請求書、現況届等及び関係書類提出受付処理簿、受給資格者台帳等の整理・保管が適切に行われているか。
6 認定請求書の受理状況	(1) 窓口における認定請求書の作成指導が適切に行われているか。 (2) 認定請求書の受理時において添付書類が整備されているか。
7 認定請求書の審査及び認定の状況	(1) 配偶者、子、扶養義務者との身分関係及び生計維持関係等についての事実関係の確認が十分行われているか。 (2) 受給資格者、配偶者及び扶養義務者の所得等の確認が適切に行われているか。

見直し案

別紙2

児童扶養手当支給事務指導監査事項

1 市等監査事項

主眼事項	着眼点
(略)	(略)

児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)		見直し案											
8 現況届の処理状況 9 受給資格喪失者に係る事務処理の状況 10 債権管理事務処理の状況 11 負担金及び事務取扱交付金の経理状況 12 その他	(3) 戸籍担当部門、住民基本台帳担当部門、年金担当部門、施設入所担当部門等関係機関との連携が十分図られているか。 (4) 却下処分は適切に行われているか。 (1) 処理状況は的確に行われているか。 (2) 未提出者の取扱いは適正に行われているか。 (3) 時効処理は適切に行われているか。 (1) 資格喪失届の提出指導が適切に行われているか。 (2) 資格喪失届の審査(資格喪失時点の調査・確認を含む。)が適切に行われているか。 (1) 債権管理事務は適正に行われているか。 (2) 債権発生防止に関する対策が行われているか。 支出が適切に行われているか。 差額追求及び内払調整に基づく減額支給は適切に行われているか。	(略)	(略)										
2 町村監査事項		2 町村監査事項											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主眼事項</th> <th>着眼点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 主管課の業務体制の状況</td> <td>支給事務に必要な業務体制が取られているか。</td> </tr> <tr> <td>2 関係機関等との連携の状況</td> <td>関係部課、関係機関との連携が図られているか</td> </tr> </tbody> </table>	主眼事項	着眼点	1 主管課の業務体制の状況	支給事務に必要な業務体制が取られているか。	2 関係機関等との連携の状況	関係部課、関係機関との連携が図られているか		<table border="1"> <thead> <tr> <th>主眼事項</th> <th>着眼点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	主眼事項	着眼点	(略)	(略)	
主眼事項	着眼点												
1 主管課の業務体制の状況	支給事務に必要な業務体制が取られているか。												
2 関係機関等との連携の状況	関係部課、関係機関との連携が図られているか												
主眼事項	着眼点												
(略)	(略)												

児童福祉行政指導監査の実施について
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

見直し案

3 制度の広報の状況	(1) 制度の広報が十分行われているか。 (2) 受給者に対し制度（各種届を含む。）周知が十分行われているか。	(略)	(略)
4 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管の状況	認定請求書、現況届等及び関係書類提出受付処理簿、受給資格者名簿等の整理・保管が適切に行われているか。	(略)	(略)
5 認定請求書の受理状況	(1) 窓口における認定請求書の作成指導が適切に行われているか。 (2) 認定請求書の受理時において添付書類が整備されているか。	(略)	(略)
6 認定請求書の審査及び進達の状況	(1) 配偶者、子、扶養義務者との身分関係及び生計維持関係等についての事実関係の確認が十分行われているか。 (2) 受給資格者、配偶者及び扶養義務者の所得等の確認が適切に行われているか。 (3) 戸籍担当部門、住民基本台帳担当部門、年金担当部門、施設入所担当部門等関係機関との連携が十分図られているか。 (4) 受理から進達までの事務処理期間が適切か。	(略)	(略)
7 現況届の処理状況	(1) 現況届の受理時における添付書類が整備されているか。 (2) 受給者及び扶養義務者の所得、年金の確認が適切に行われているか。 (3) 未提出者に対する提出指導及び受給資格を喪失していることが公簿等により確認されている者の扱いが適切に行われているか。	(略)	(略)
8 受給資格喪失者に係る事務処理の状況	(1) 資格喪失届の提出指導が適切に行われているか。 (2) 資格喪失届の審査（資格喪失時点の確認を含む。）が適切に行われているか。	(略)	(略)

児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)		見直し案	
9 証書の取扱い状況	(3) 資格喪失届の進達処理が適切に行われているか。 国支給分手当証書が適切に保管されているか。	(略)	(略)
10 事務取扱交付金の経理状況	支出が適切に行われているか。		

(案)

「児童福祉行政指導監査の実施について」の着眼点について

「児童福祉行政指導監査実施要綱」の別紙1 児童福祉行政指導監査事項 2 施設指導監査事項 (2) 児童福祉施設事項 第1. 適切な入所者支援の確保 1. 入所者支援の充実 の着眼点については、(1) から (7) それぞれについて、以下のとおりより具体的な内容を示すので、これらの事項を参考にし適正な指導監査の実施を図られたく通知する。

[児童入所施設]

(1) 「子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか」について

- ア 子どもや保護者に対しその権利や入所後の支援内容等に関して、入所後及びその後定期的に適切な情報提供を行い、説明責任を果たしているか。特に、子どもに対してはいわゆる「権利ノート」の活用等により、子どもが自分の状況や支援内容等を理解できるよう説明されているか。また、その記録が残されているか。
- イ 個人情報の保護について十分配慮されているか。
- ウ 子ども自身の意に反して行動を制限する等の指導（外出を制限する等）を行う場合があることを、入所時に伝えているか。
- エ 施設の行事や食事等、施設の運営に子どもの意見を反映させるようにしているか。また、子どもの意見を取り入れられないときには、子どもにその理由を説明しているか。
- オ 苦情解決のための仕組みを設けて（窓口を設置する等）いるか。
- カ 苦情解決の仕組みを保護者、子どもに説明するとともに、苦情受付窓口へ寄せられた内容について適切に対応し、その結果を公表しているか。
- キ 苦情解決に当たって、第三者委員を必要に応じて関与させているか。

(2) 「懲戒に係る権限の濫用及び被措置児童等虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等）防止に向けての取り組みが行われているか」について

- ア 施設の規程に懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する事項が盛り込まれているか。
- イ 施設内虐待及び子ども間のいじめの早期発見、予防するための取り組み方針が明文化されているか。また、適切に取り組むための体制の整備がされているほか、取り組み状況が記録されているか。
- ウ 施設内虐待を発見したときに職員が取るべき対応や手続が定められているか。
- エ 施設内虐待や体罰の禁止、その他子どもの権利擁護に関する研修が実施されているか。

オ 第三者評価を受審し、評価結果に基づいた改善計画が作成され、実施されているか。

(3) 「個々の子どもの特性に応じた支援を行うための専門的知識や援助技術の習得など職員の資質向上に努めているか」について

ア 基幹的職員を配置する等により、職員に対し子どもに対する支援の内容等に関する適切な指導（スーパーバイズ）が行われているか。また、職員の精神的負担を軽減するための助言等が行われているか。

イ 子どもの状況に応じた指導方法の習得等について研修等を実施し、職員の援助技術の向上が図られているか。

ウ 職員への就業規則、諸規程の周知は適切に行われているか。

(4) 「施設長が子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見識を有し、適切に指導・監督ができていますか」について

ア 懲戒に係る権限の濫用の禁止と施設内虐待の防止について、施設長として事件の発生を想定して具体的な対応策を定め職員に周知しているか。

イ 個々の子どもに対する援助について、その課題、要因、今後の方針及び具体的内容について、ケース会議や職員の報告を通し、職員全員が共有していくように指導・助言を行っているか。

ウ 施設における事件・事故の発生について、職員間の情報伝達、報告を速やかに行うよう徹底しているか。

エ 施設における指導や運営の方針について、施設全体が理解できるようにしているか。

オ 職員の勤務状況等の職員の状態を施設長（管理的立場にあるもの）が把握しているか。

(5) 「子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置が講じられているか」について

ア 入所している子ども及び職員への安全教育等、安全確保・事故予防のための組織的体制が整備されているか。

イ 入所している子どもの病気・事故等に対応するための研修や、事件・事故予防のための研修等が行われているか。

ウ 事件・事故が起きた際の対応を具体化した危機管理マニュアルは作成されているか。

エ 事故防止のため危険箇所点検リストを作成し、定期的に施設内の安全点検を実施し、その記録は整備されているか。

(6) 「個々の子どもの特性や家庭状況に応じた生活指導、職業指導、家庭復帰又は自立支援に向けた適切な指導・援助が行われているか」について

ア 子どもの個々の年齢や成熟の度合、特性に応じた自立支援計画を作成し、子ども

に対し行った支援の内容等を定期的に検証し、必要に応じて自立支援計画を見直しているか。また、その際子ども及び保護者の意向が十分に尊重されているか。

イ 子ども自身の意に反して行動を制限する等の指導（外出を制限する等）を行わなければならないとき、その適否を合議により判断し、指導の内容・方法・結果を記録にしているか。

ウ 家庭環境の調整、退所後の子どものアフターケアが適切に実施されているか。

(7) 「子どもの指導・援助の際に、必要に応じ児童相談所等関係機関との連携が適切に行われているか」について

ア 子どもの指導・援助にあたって、自立支援計画の見直し等の際に児童相談所との連絡・調整が適切に行われているか。

イ 子どもの指導・援助にあたって、学校、幼稚園、医療機関、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）等との連携が適切に行われているか。